

平成22年西東京市教育委員会第12回定例会会議録

- 1 日 時 平成22年12月21日（火）
開会 午後2時00分 閉会 午後3時02分
- 2 場 所 防災センター6階 講座室2
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 委 員 長 竹 尾 格
委員長職務代理者 沼 本 禧 一
委 員 宮 田 清 藏
委 員 角 田 富美子
委 員 森 本 寛 子
教 育 長 野 崎 芳 昭
- 5 出席職員 教 育 部 長 手 塚 光 利
教育部特命担当部長 二 谷 保 夫
教育部副参与兼教育企画課長 櫻 井 勉
教育部副参与兼学校運営課長 山 本 一 彦
教育部副参与兼教育指導課長 前 島 正 明
統 括 指 導 主 事 岡 本 賢 二
教 育 支 援 課 長 南 里 由美子
社 会 教 育 課 長 磯 崎 修
教育部副参与兼公民館長 相 原 昇
図 書 館 長 奈 良 登喜江
指 導 主 事 山 縣 弘 典
指 導 主 事 宮 本 尚 登
- 6 事務局 教育企画課企画調整係長 清 水 達 美
教育企画課企画調整係主任 坂 本 義 隆
- 7 傍聴人 2人

平成22年西東京市教育委員会第12回定例会議事日程

日 時 平成22年12月21日（火） 午後 2 時00分から

会 場 防災センター 6 階 講座室 2

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 議案第46号 平成22年度西東京市立学校の副校長人事についての専決処分について
- 第 3 議案第47号 異議申立てについて（諮問）の専決処分について
- 第 4 議案第48号 平成23年度使用西東京市立中学校特別支援学級教科用図書の新採択の一部変更についての専決処分について
- 第 5 報告事項
 - （1） 第4回市議会定例会報告
 - （2） 西東京市特別職報酬等審議会への諮問及びその答申について
 - （3） 西東京市立学校の教職員に関する処分について
 - （4） 平成22年度4月～9月教育相談状況
- 第 6 そ の 他

西東京市教育委員会会議録

平成22年第12回定例会
(12月21日)

午後 2 時 0 0 分 開 会

議事の経過

竹尾委員長 ただいまから平成 22 年西東京市教育委員会第 12 回定例会を開会いたします。
これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。本日は角田委員をお願いいたします。

竹尾委員長 日程第 4 議案第 48 号 平成 23 年度使用西東京市立中学校特別支援学級教科用図書の採択の一部変更についての専決処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

野崎教育長 議案第 48 号 平成 23 年度使用西東京市立中学校特別支援学級教科用図書の採択の一部変更についての専決処分について、の提案理由を御説明申し上げます。

平成 22 年西東京市教育委員会第 7 回定例会において採択された平成 23 年度使用西東京市立中学校特別支援学級教科用図書のうち、文部科学省からの通知により品切れ等により供給不能となる図書が判明し、平成 22 年 12 月 17 日までに東京都へ需要数変更の報告をする必要があり、緊急を要し、教育委員会を招集する時間的余裕がないため、教育委員会事務委任規則第 5 条の規定により専決処分をしたため、同規則第 6 条の規定により報告を行うものでございます。

詳細につきましては事務局より説明いたさせます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

前島教育指導課長 議案第 48 号 平成 23 年度使用西東京市立中学校特別支援学級教科用図書の採択の一部変更についての専決処分について、教育長に補足して御説明申し上げます。

特別支援学級では、児童・生徒の発達段階や障害の程度等の必要に応じて、検定を経た教科書以外の一般図書を使用することができます。この一般図書につきまして、12 月 15 日付で東京都教育委員会より、平成 23 年度使用教科書の需要報告がなされた一般図書のうち、絶版、在庫不足等により、その供給に応じられない旨が文部科学省初等中等教育局教科書課から通知があり、該当する一般図書について 12 月 17 日までに変更し、報告するよう依頼がありました。また、平成 23 年度に改訂版が発行される予定の一般図書についても、旧版の図書については供給不能扱いとなるので、同様に変更し、報告するよう依頼がありました。

恐れ入りますが、お手元の「専決処分書」を御覧ください。

品切れにより供給できない一般図書は下の方の表の保谷中学校のびる学級の 1 年生の社会科教科書で、「みぢかなかがくシリーズ 町のけんきゅう」を「福音館の科学シリーズ 絵で見る日本の歴史」に変更いたします。本書は図版も精細で見やすく、生徒の興味、関心を高めるものであり、解説も簡潔で、ルビも丁寧に振ってあり、わかりやすい内容であるということです。

改訂版が発行される予定の一般図書は上のほうの表の田無第一中学校 I 組の 2 年生の数学の教科書で、旧版である「考える力がどンドン身につく 学ぼう！算数 中学年用（上）」を改訂版である「学ぼう！算数 中学年用上 3 年改訂版」に変更いたします。

なお、本件につきましては、12月15日に東京都教育委員会より通知があり、12月17日までに報告するよう依頼があった関係で、専決処分とさせていただきます。

補足説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。

宮田委員 7月に決めて、12月15日がないと言ってきて、17日までに返事をしろというのは、いささか言ってきたほうが無理難題だと。専決処分をすることは仕方がないと思うのですけれども、5箇月近く、丸4箇月にもわたって何も言ってこなくて、言ってきた瞬間に直ちに返事をしろというのは、私は、東京都教育委員会、言ってきた方がいかなものかと。いつもそうなのではないかという質問です。

前島教育指導課長 これは、本市の採択した一般図書で該当するものがないときには教育委員会で審議をしていただかないこともあるのですが、例年この時期に、非常に短い報告期間の中で学校でもう一度検討していただいて、またこの教育委員会でお諮りをいただくということは行われております。これは、本市だけではなく、公立、私立を問わず、日本全国の学校では行われていることでございます。

宮田委員 教科書を決めるのには相当の時間と暇をかけて、決めたものを直ちに換えなさいと言って、それで仕方がないというのは、私は、東京都のそういうところに、もっと早く、十分時間がある程度にそういう申し入れをしてほしいということを使うべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

前島教育指導課長 例年そういうお声もあるので、いろんな部分から言われているというふうに聞いておりますが、また、委員の方からこういった御意見をちょうだいいたしましたので、教科書給付の係の担当の方に、こういった要望があるということをお伝えをさせていただきたいと思っております。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。

私からちょっと発言します。今、宮田委員の言ったとおりで、教科書を決めるときは、この委員会で随分時間をかけてみんなちゃんと読んで、それで、審議して決めていますよね。そういうものを物理的に供給ができなくなったということで変更することはやむを得ないことですが、確かに、今日言ってきて、明日返事しろというのは、そういうやり方というのは東京都の教育委員会が少し怠慢だなと私は思いますので、西東京市教育委員会の正式意見とかなんとかでなくてもいいですから、こういう話があったよということを伝えてほしいなと思います。そういうことをよろしく御検討ください。

ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第48号 平成23年度使用西東京市立中学校特別支援学級教科用図書の採択の一部変更についての専決処分について、は原案のとおり承認されました。

竹尾委員長 日程第5 報告事項。質疑は後ほど一括して行いますので、説明を求めます。

(1) 第4回市議会定例会報告、を議題といたします。

手塚教育部長 私からは、平成22年第4回西東京市議会定例会報告をさせていただきます。

平成22年市議会第4回定例会は本年11月15日から12月1日まで開催されました。

初めに、条例関係でございますが、教育委員会が申し出をし、市長が提案した条例につきましてはございませんでした。

請願・陳情につきましてもございませんでした。

続きまして、一般質問でございますが、11月16日から19日までの4日間行われ、教育関係では23人の議員から質問が寄せられました。主な内容といたしましては、教育格差についての考え方、教育委員会の行革の取り組み、学校施設の適正配置、35人学級関係、中学校完全給食実施に向けた取り組み、中原小学校・ひばりが丘中学校の建て替え、それから、小中学校のクーラー設置、校庭芝生化の拡充、公民館・図書館関係等、多岐にわたっております。大変恐縮でございますが、詳細につきましては後ほどお手元の資料を御参照したいと存じます。

以上、簡単ではございますが、報告とさせていただきます。

竹尾委員長 (2) 西東京市特別職報酬等審議会への諮問及びその答申について、を議題といたします。

櫻井教育企画課長 それでは、西東京市特別職報酬等審議会への諮問及びその答申について、御報告いたします。

お手元の資料「西東京市特別職報酬等審議会への諮問及びその答申について(通知)」を御覧ください。

こちらにつきましては、西東京市長より西東京市教育委員会委員長に、特別職の職員の報酬等について西東京市特別職報酬等審議会へ諮問し、答申を得たことについて通知されたものでございます。答申の内容といたしましては、市長等常勤特別職、教育長及び市議会の議員の期末手当について、現行年間4.15月の支給割合を年間3.95月、0.2月分引き下げることが相当であるとされております。その結果、さきに開催されました平成22年第4回市議会定例会におきまして答申のとおり条例改正案が提案され、議決されたものでございます。

私からの報告は以上でございます。

竹尾委員長 (4) 平成22年度4月～9月教育相談状況、を議題といたします。

南里教育支援課長 平成22年度4月から9月までの教育相談状況について御報告申し上げます。

お手元に配付してございます資料について御説明いたします。

まず、1、相談種別ごとの状況でございます。

内容及び件数の欄は、主訴内容の件数の上位、主なものを記載いたしました。

一般教育相談でございます。こちらは教育相談センターに来室して行われる相談でございます。心理カウンセラーが対応しております。

電話相談の件数には窓口の問い合わせ等も含んでおります。継続的な相談が必要な場合は

一般教育相談につなげております。

緊急・臨時相談は、主に校長、教員からの相談及び子ども家庭支援センター、児童相談所など関係機関との連絡調整や相談でございます。

小学校派遣相談は、教育相談センターの心理カウンセラーを週1回小学校に派遣し、行う相談でございます。スクールカウンセラーが配置されていない小学校17校に派遣いたしまして、児童、保護者、教員からの相談に応じております。

就学相談は原則として就学指導委員会、通級指導学級入級委員会に係る相談でございます。委員会資料作成のための保育園、学校等での行動観察も回数に含まれます。就学相談員が対応しております。なお、就学相談につきましては、内容及び件数の欄は相談の区分を記載してございます。

裏面でございます。2、相談種別・主訴別集計表は、今、1で御説明いたしました相談種別ごとの主訴内容の詳細資料でございます。

平成22年度上半期の相談状況、傾向等についてでございますが、一般教育相談につきましては不登校が主訴1位で、これは近年続いております。適応指導教室の入級相談を含めると、一般教育相談件数の4割強を占めております。

小学校派遣相談は、休み時間や放課後等での子どもたちとのかかわりや、学級に係る教員からの相談が主なものでございます。また、身近な学校という場所での相談でございますので、行きやすさということもあってか、保護者からの相談も一定の件数ございます。

就学相談は、この二、三年、相談件数増の傾向でございます。特に、今年度は、中学校通級指導学級を開設したこともございまして、委員会における審議数が増となっております、相談件数も増えております。就学相談は特別支援学級への就学等に関する相談でございますが、最近では、保育園との連携体制も組まれているために、子どもの発達について気づきが早くなって、小学校入学前に就学相談につながるケースも増えてまいりました。

教育相談におきまして、主訴というのは相談者自身が何を一番相談したいのかということによって区分されるものでございますが、相談を進めてまいりますと、実際には、主訴の内容だけではなくて、さまざまな問題が複雑に関係しているケースというのも多くございます。また、近年は、保護者と子どもとのかかわりだけではなくて、学校はもとより、子ども家庭支援センターや福祉・医療機関、それから、児童相談所など、相談者を取り巻く環境ですとか関係機関との連絡調整も必要となるケースが増えております。

以上、報告でございます。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。

角田委員 今回の就学相談のことについてお聞きしたいのですが、だんだん増えてきているというのがありましたけれども、保護者が自らやってみえるのか、それとも、幼稚園や保育園との連携というか、何らかの連携をとりながら、その中で就学相談の必要なお子さんなりに対して積極的に働きかけをして相談になっているのか、そのあたりはどのようにして就学相談が行われているのか。そして、なぜこのように増えてきているのか、ちょっと教えてください。

南里教育支援課長 就学相談にかかる場合には、当然、保護者の方が、まず、お子さんの発

達に疑問や不安があって、来られるという場合がほとんどでございます。ですので、保育園に在籍されているお子さんについては、保育園に在籍している中で、保護者の方が就学相談に来られるわけです。例えば、保育園への行動観察ですとか、また、保育園に行き、保育園の先生からの聞き取り等もあって、当然それが就学指導委員会に係る資料となるわけですので、保護者の方もそのようにしてお子さんの観察をするということは御承知の上で就学相談に来られます。保育園については、例えば、普段からこちらの心理カウンセラーが保育園に行き、お子さんたちの対応について助言するような機会もございますし、また、就学相談についても、保育園の保護者会等で御説明して、保護者の方の理解を得ておりますので、連携体制がとれているのかなと思っております。

角田委員 保育園の方はよくわかったのですが、私立の幼稚園がこの市には多いですね。14園でしたか。その幼稚園からも小学校にどっと上がってくるわけですね。その方たちのお子さんの就学相談とか、そういったものは行われませんか。

南里教育支援課長 幼稚園につきましても、幼稚園に参りましてパンフレット等を配って、西東京市教育委員会では就学相談をこういう形で行っておりますというのを説明しております。その中で、当然、西東京市立の小学校に幼稚園から通われるようになるお子さんもいらっしゃるんで、そういうところから就学相談にかかるといったケースでございます。

角田委員 そうしますと、小学校1年生に上がる段階で特別支援の必要なお子さんの数というのは、各学校別に大体予測できるわけですか。

南里教育支援課長 就学前ですと、実際には、例えば母子保健の健診の段階で、ちょっと発達に偏りがあるとか、そういう気づきがあって、母子保健の相談から教育相談のほうにつながるといったケースもございます。あとは、就学時健診ですとか、そのあたりで気づかれるような御家庭もあるんですね。ただ、やはり、例えば四、五歳ぐらいですと、発達の偏りがあるのかどうか、特別支援が必要なお子さんであるのかどうかというのは、保護者の方にとっては、見極めるといのはとても難しいのかなと思います。

角田委員 ということは、小学校に入ってクラス編制をしてみて、初めてそういうお子さんが何人いたというようなことがわかるということは、ほとんどあり得ないというふうに考えてよろしいですか。それとも、いや、やはりそんなことはないですよということですか。ある程度予測はできるのかなと思ったものですから、ちょっと伺いました。

岡本統括指導主事 事前にある程度の範囲でわかるお子さんもいれば、やはり、小学校での指導に入ってみてからわかるようなお子さんもいるというようなさまざまなケースがありますので、それに応じて対応させていただいているところです。

角田委員 わかりました。

宮田委員 小学校派遣相談は一般教育相談とは数が大分違うのですが、小学校派遣相談の場合には、保護者の方々が小学校に来て相談をするのか、子どもたち、児童が相談をするのか、先生が相談をするのか、近所の人もあるかもしれませんが、そのぐらいに分類されると思うのですが、主としてどういう方が相談をされているのでしょうか。

南里教育支援課長 小学校派遣相談につきましても、小学校の中にある相談室の中で心理カウンセラーが対応しております。例えば、基本的にはその学校の在校生です。子どもたちが

休み時間とか放課後に来て、友達とうまくいかないとか、こういう悩みがあるとか、あと、たわいのない話をしてくるとか、そういうものです。それから、教員からの相談については、自分の学級の中でちょっと気になるお子さんがいて、この子への対応はどうしたらいいだろうというような相談があったときに、例えば、クラスに行って様子を見るようなこともございます。また、保護者からの相談については、電話等がございますので、それで、校内の中で心理カウンセラーが何曜日に来ていますということの御案内を保護者の方にしておりますので、その中で、電話相談でかかってきて、予約をして、悩みを持った保護者が直接学校にいらっやって、相談を受けるといった体制でございます。

宮田委員 ということは、どこが多いということもないということなのではないでしょうか。不登校の相談は不登校の子どもは少ないと思いますが、これはかなり多いですね。そうしますと、保護者なのか、教員の方々なのかということではないかと思うのですけれども。それから、落ちつきなしというのも、自分で落ちつきなしというのを子どもが聞くということも考えにくいと思うのです。かなり数が多いのですけど。具体的にどなたがどうかということは掌握していないということなんですか、逆に言いますと。

南里教育支援課長 小学校派遣相談につきましては、一番件数が多いのは、お示ししてありますとおり、主訴不特定の児童とのかかわりということで、子どもたちとの普段のかかわりですとか、カウンセラーのところに来てたわいのないお話をするというのが主でございます。それで、教員からの相談というのが2位となっておりますけれども、これは、教員から、学級の状況ですとか、子どもたちの対応について、どうしたらいいだろうという相談でございます。例えば、学業不振ですとか、あと、落ちつきなしという部分につきましては、学業不振は、子どもたちが勉強があまりよくわからないとか、そういうような話の中で学業不振という区分に入ることもありますし、保護者の方が学校に来られて、子どもの勉強の様子ですとか、落ちつきがないということで、その主訴を持って来られるといったさまざまなケースがあると思います。

沼本委員 今の教育相談の件ですが、2点ありまして、1点目は、小学校派遣相談というのは市の心理カウンセラーが行っているわけですが、中学校の方では都の方からカウンセラーが派遣されているわけですね。そういう意味で中学校の派遣相談についての内容が書かれていないわけですが、実際は、例えば、自閉症とか自閉傾向というのは、かなり中学校は多いと思うのです。ですから、ここに載せるのは、市の職員がかかわったものだけではなくて、中学校の方の、都の方から派遣されているカウンセラーの相談内容とか、そういうものを添付すべきではないかなというふうに。そういうことによって、また問題点が出てきたり、解決する方法も出てくるのではないかな。これが1点目です。

それから、2点目は主訴のことですけれども、最初に親御さんや子どもたちがこう言ったので、例えば、集団不適應というふうに分類しているというふうなお話だったのですが、実際にお話を聞いてみると違っている場合が多いと思うのです。それは、最初の相談の訴えではなくて、実際にやって、これはこうなんだなというふうにやっていかないと、正確なデータは出てこないと思うのです。最初の相談のきっかけで分類すると分類しやすいかもしれませんが、本当の内容としてはかなり違っているのではないかなというふうに思いますの

で、検討していただきたいなと思います。

南里教育支援課長 まず、1点目の中学校のスクールカウンセラーの報告についてですが、確かに委員がおっしゃるとおりだと思います。実際には、東京都への報告というのがございますので、スクールカウンセラーの月例の報告が来ております。例えば、年度ですとかでそれを取りまとめまして、派遣相談の中に中学校についても設けるといのは一つの策かなと思います。ただ、それにつきましては、ちょっと内部で検討させていただきたいと思っております。

それから、2番目の主訴の区分についてですが、こちらの方も、先ほど申し上げましたとおり、例えば、最初は不登校という主訴で来られたとしても、実際に相談を進めていく中で、そこでは見えなかったような課題とかが出てくる場合があります。ただ、相談を進める中で、では、その中でどれが主訴なのかというのを、最初に見極めずに、その経過の中で見極めるとすると、相談自体が1年、2年と続く場合がありますので、実態というところとえどころがとて難しく、いつの時点でもってその主訴を区分するかというのはとても悩ましいところです。主訴の区分については、変更というか、最終的にどれが主訴なのかというのを見極める時期というのがとても難しいので、御意見を承って、持ち帰って考えてみたいと思っております。

沼本委員 1点目の回答につきましては、私は是非相談報告の中に入れてほしいです。そうでないと、我々が市内の子どもたちの実態を把握することができないわけなので、検討するではなくて、必ずやっていただきたいなと思います。

それから、2点目の主訴の内容ですが、確かに、半年や1年たたないとなかなかわからないというふうなことがありますけれども、一応、心理の専門家がやっているわけなので、最初の主訴と内容は、何回かカウンセリングをしていくうちにわかっていくと思うのです。その時点での主訴の分類でいいと思うのです。かなり経過すると、当然本人も変わっていきますから。ある時点でプロの心理カウンセラーが見立てた主訴の分類をすることが、やっぱりこれも我々が実態を把握する上で非常に大事なことだと思うのです。是非そういうふうにしていただきたいなと思います。

宮田委員 解決するパーセンテージというのはどのくらいなんですか。なかなか難しいと思うのですけれども。また、何をもちょう解決とするのか。小学校だと、卒業しちゃうと、解決にならなくても解決した形になってしまうのかどうかとか、そういうことはちゃんとカウントといいますか、統計をとられているのでしょうか。

南里教育支援課長 終結の割合ですが、新規で始まる件数と終結というのは、大体同じような数です。ですので、終結は、例年ですと1割から2割ぐらいでしょうか、終結しております。また新たにそれぐらいの数が新規という形で相談件数が出てくるといった状況でございます。基本的には、終結というのは、保護者の方が納得をしてというか、満足をして、終わりにしますというところが終結の考え方ですので、解決への糸口が見えてきたり、その問題自体が解決した、相談を必要としなくなったというところがほとんどでございます。ただ、中には、転校というのですか、市外転出等で、当然、相談が途切れるようなケースもございまして。また、相談を進める中で、相談者の方のお子さんの状況となかなか向き合えな

ったり、その状況を受け入れられないような場合、もうこれ以上教育相談にはかかりませんということで、終結するようなケースもまれにはございます。ただ、基本的には、終結というのは、そういう形で問題の糸口が見えたり解決したというものが終結となります。

角田委員 今、体力の低下が言われていますけど、芝生にしてしまった方が体力の向上とどうつながるのか、ちょっと教えていただきたいのですが。この間のお返事を見てみますと、けがは確かに減少するだろうし、お弁当給食も楽しいかもしれないけど、校庭が芝生化されたとき、体力を向上させるためには案外使いづらいのではないかなと勝手に思ったりするのですが、そのあたりをちょっと教えてください。

山本学校運営課長 校庭の芝生化につきましては、今、委員御指摘のとおり、何点か利点があるというふうに言われております。その中で、一つは、子どもたちの校庭で遊ぶ時間、これが非常に伸びるというふうに言われております。休み時間等に、今まで教室の中で遊んでいたお子さんがボールを持ってとか、あるいは、素足で校庭を走るということが、今までの統計上では非常に増えているというふうに向っております。本市において全面的にやったのは、1校、碧山小がテスト校として実施いたしましたけども、確かに、そう頻繁に毎日行けるわけではございませんが、行ったときに見ていると、やはり、子どもたちが外に出ているというのが目につくような状況でございます。一つは、けがの問題が非常に改善されます。いわゆるすり傷とか、そういったものが極端に減るということでございますので、子どもたちも体を思い切って使われているのだろうというふうに想定しているところでございます。

沼本委員 学校教育、新学習指導要領についてのことですけれども、6ページのところに「論理的思考力を育成する指導資料集を作成して」と書いてありますが、これは、西東京市の小中学校の各教科にわたって、具体的に論理的思考力を指導するときはこういうふうにと、そういう内容の資料集なのか。あるいは、教科書に沿って、こういう部分はこんなふうにして指導をすると論理的な思考力が育つと、そういうふうな資料集を作ろうとしているのか。それがまず1点目です。

もう一つは、「保護者・市民に対しては、説明会の開催やリーフレットの作成を」と書かれていますけども、説明会の開催というのは、要するに、各学校で保護者会を開いたときに、これからの新学習指導要領はこうなりますよと、そういうことですか。

前島教育指導課長 それでは、論理的思考力を育成する指導資料集の作成ということについてですが、これは、言語活動の充実というのが今回の学習指導要領の大きなテーマでございます。それに向けて、言語活動をどういうふうに進めていったらいいか。教科書以外の部分でやっていく内容について、委員会を立ち上げて、それで、今年度は指導資料集を作っているところでございます。今年度末にはできるところなので、できましたら委員の皆さん方にも見ていただくということになると思いますが、そういった、教科書だけではなく、いろんな教科にまたがって、言語活動、論理的な思考ができるような取り組みとはどんなものがあるかということを紹介したり、学校でそれを活用するような指導資料集を作成しているところでございます。

2点目の全体の説明会につきましては、教育委員会としてやっていこうと思います。各学校でももちろんやっていただくのですが、本市といたしましても、教育委員会で、一般の市民

の方を対象にリーフレットを作成したり、どの学校ということではなくて、全体で集めてやっていくと。前回の学習指導要領の改訂は大分前なんですけど、そのときも全体の説明会をさせていただいたところでございます。

沼本委員 論理的思考力の育成についていろいろ検討する会議を作ったというお話なんですけど、市の使用している教科書というのは、すべての子どもたちにみんな同じですね。だから、ある教科書のこの部分はこういうふうに指導すると論理的な思考力が育つよというふうな、そういうものもかなり入れてほしいと思うのです。教科書とは別として、こうやってこういうふうな指導法でやるというふうな、それも大事だと思うのですけども、なるべく教科書に沿うような形でやれば、教員も非常に使いやすくなるのではないかなということで、これはお願いしたいなと思います。

前島教育指導課長 教科書は採択が今度されますので、新しい教科書になりましたら、当然どの教科書もそういった部分では論理的思考の育成をいろんな教科で取り組むような内容にはなってきているところでございますが、今後、中学校の採択、見本もできてくると思いますので、それに併せて本市としても教科書を活用した言語活動の充実、論理的な思考の育成については取り組んでまいりたいと思っております。

沼本委員 先ほど、体力低下について話が出ましたが、東京都も西東京市も全国的に比べてやや落ちているというようなことが書かれていると思うのですが、特に、東京都の中でも西東京市はどういう種目が落ちているのでしょうか。

前島教育指導課長 申しわけございません、ちょっと今、手元に資料がないのですが、全体的な傾向といたしましては都の平均とほぼ同じです。種目によっては少し劣るところもありますし、全体としては平均並みということだったと思います。次回の教育委員会のときにそういったデータを。ただ、全校でまだ実施をしておられませんので、ピックアップした学校によってちょっと特色があります。やった学校で上回るところもありますが、全体としては平均並みということでございます。

沼本委員 それで、体力向上ということで「教員を対象とした体育実技研修会等を」と書いてありますが、具体的にはどんなふうな研修を行おうとしているのでしょうか。

前島教育指導課長 体力向上につきましては、体づくり運動や、新しい、例えば、ティーボールの研修会ということ、あるいは、小学校の教員でありますと、体育部会に指導主事が行って、実際に、先ほど言った体力向上のための体づくりをどういうふうにしていったらいいかということで、40人ぐらいの教員を集めて、実技研修を含めてやっているところがございます。

沼本委員 先ほど出ましたティーボールというのはどういうものなのか、よくわからないのですけど、これはどういうふうな競技なんですか。

前島教育指導課長 ティーボールにつきましては、今度東京で行われる国体のデモンストラーション競技としてやっているところでございます。ティーボールについては、野球やソフトボールによく似たゲームで、ホームベースの後ろにバッティングティーを、要するに、ボールをゴルフと同じようにもう少し高いところに置いて、投げるボールではなく、それを打って、止まったボールを打って遊ぶ競技でございます。ピッチャーはいなくて、止まってい

るので、小学生やそれ以前のお子さんにとってもやりやすい。野球やソフトボールの前段階としては非常にやりやすいと。ボールを打ち返すという楽しさがある競技だというふうに分けております。これは学習指導要領の中でも一つの例示として示されている競技でございます。

沼本委員 質問ばかり多くてすみませんが、先ほどの教員を対象とした体育の実技研修会、それは大いに進めていただきたいと思うのですが、前にも私はここで話しましたが、小中連携で、中学校の体育の先生を小学校の研修会の講師に派遣するというか。小中連携をしていますから、先生方は顔見知りなので。これは東小学校だったかな、運動会の際に、とにかく子どもたちが体操をきちんとやるんですね。それは、隣の学校の明保中学校の体育の先生が何回か東小学校のほうに足を運んで、教員たちにきちんと運動させる研修会を開いて、素晴らしい準備体操ができるようになったので、やっぱり中学校には専門の体育の教員がいるわけなので、自ら隣の小学校に出向いて行って、そういう具体的な研修会があってもいいのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

前島教育指導課長 小中連携は本市では大きな教育課題というか、方針の一つとして打ち出しております。連携の日を作って、小学校と中学校、大体小学校2校、中学校1校でグループを作りまして、6月の第2週に研修会を行っているところです。その発展の一つとして、例えば、外国語活動で、英語の教員が小学校に行って実際に研修をしているという取り組みをやっているグループもございます。その延長上として、保健体育の教員が小学校に出向いて、いろいろ専門的なアドバイスをしたり授業と一緒にやったりするという取り組みについて、今いろいろ御提案をいただきましたので、小中連携の一つの取り組みとしてとらえて指導してまいりたいと思います。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。

角田委員 芝生にこだわっていますが、芝生はこんなに高いのに、本当に全部できるのかなという不安が一つあるのですが。都内では、たしかオールウェザー舗装になっていると思うのですが、この西東京にはないですね。オールウェザー舗装だったら、けがも少ないし、本当に外でボール遊びでも何でもできるし、いいのになと思ったのですが、そんなことは全然考えられていないのですか。校庭というのは土か芝生かということなんですか。

山本学校運営課長 今、御指摘のとおりで、校庭でもいろんな素材というのでしょうか、使った校庭が出てきているのは確かでございます。本市においては、今言われた芝か、それから、ダスト舗装と呼ばれている従来から使われている舗装です。それと、あと、けやき小学校の校庭を御覧いただくと、少しほかの学校と色が違うというのを御覧いただけたと思うのですが、あれは、要は、ほこりを抑えるということで、ほこりに強い舗装をしております。そういったことで工夫はしているところでございますが、何分にも、1校すべての校庭を整地し直すということになると莫大なお金がやはりかかりますので、そういったことを含めると、今、東京都が芝生化ということ率を率先してやっておりますので、それを活用させていただくというのが一つの方法なのかなというふうに考えているところでございます。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。

森本委員 35人学級が国の方で1年生で施行されることになったようなんですけども、そ

うしますと、今まで西東京市で配置していましたが学習支援員の方々の活用というのが今後どうなっていくのかということや、そろそろ考えていらっしゃるのかどうかということをお伺いしたいのと、あと、現実、1年生が35人になりますが、2年生になると、やっぱり40人学級に戻さなければいけないというようなところが多分出てきて、変な話、2年生でクラス替えをして、いきなり人数が増えるというような状況が生まれてくることもあり得るのかなと思うのですが、そのあたりは何かあるのかということや、ちょっとお伺いしたいと思います。前島教育指導課長 35人学級について、義務教育費国庫負担金については、つい先日、17日に文部科学大臣の発言として出てきたばかりなので、そういう話はあったのですが、予算化されるか、あるいは、具体的にどの学年をどういうふうにするのか、本市の予算編成のところの段階では、まだそれは想定しないでやっていこうということで組んできたところでございます。35人になれば、これまでの学習支援員につきましては、35人以上の学級に配置をするという基準については当然見直しをしていかなければいけない段階に来ているなどというふうに考えております。ちょっと今は検討課題であって、具体的な方針については今のところ申し上げられないところでございます。また、2年生はどうなんだろうということで、これは、段階的に35人学級を進めていくという国の方針が、本来でしたら、当初の案では一、2年生ということでしたが、来年度の1年生が35人になって、次のとき、2年生に進級するときに、恐らく35人が2年生にも広がっていくだろうという予想がされますので、学級編制についてはそういった配慮はされるのではないかと思います。これもまだ具体的に方向性が示されているところではございませんので、文部科学省や東京都のいろんな動向を見据えながら検討してまいりたいと思っております。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

以上で報告事項を終わります。

竹尾委員長 日程第6 その他、を議題といたします。教育委員会全般についての質疑を受けます。 質疑を終結します。

以上でその他を終わります。

竹尾委員長 以上をもちまして平成22年西東京市教育委員会第12回定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午後 3 時 0 2 分 閉 会

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会委員長

署 名 委 員